

法律顧問ニ棚橋十虎 然其後若中甲井一
ヲ推挙シ及キニ曰フ述ハ一同ノ商決シ或人更ニ
但令之事ハ神戶聯合會ニ於テ審議ノ結果
遂出ノ人物ヲ就任セラルルコトヲ附言シ
是故ニ労働団体ト他ノセニル社會団体ニ
相違スルニ異ニ付

社會団体ハ少敷ナル幹部ノ意思ヲ以テ多数ノ
ノ意思ヲ抑圧スルヲ労働団体ハ快シテ如斯極果
ヲ極ムルモノニアラスト用合ヲ宣ヤントスルヤ及テ早
次郎ハ緊急勸議トシテ

本目但令者會式舉リニ際シ會場貸借方
契約シテ西宮寺ハ使用料ヲ亦リナカラシメ
ヨリノ依來ノ如ク該契約ヲ破棄シテ之レ等

レノ吾々其産階級ヲ圧迫スルモノリ故ニ彼西宮
寺ニ對シテハ

今後一切寄附行為ヲ行ハサルコト
ヲ提案シ内務一致懇談ナク可快ニ世事
用會ヲ為ラシキ

(2) 労働者買入大會

數會式終了後引継ぎ役業員大會ヲ用催
シテハ附則退場スルモノアリ甚ノ後内務三十九
ニ減シ居テリ一先トシテ及テ早次郎ノ推シ今
後ノ對策ニ付協議ニ移リタルカ後及テ早次
郎

ハ最早組合者會式ヲ舉行シテハ曉ハ吾々健
ハ決ヤサルハカラズ即チ先決問題トシテ金山側